「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

通し	該当ページ	 改正箇所	 	改正
番号	(改正後)	以 正固///	2011	Ф.
1	P.3	第2章	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定
		第2節	定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定め	技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省
		第1 受入れ分野	る省令	令
		【関係規定】	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特	出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特
			定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業	定技能の項の下欄に規定する法務省令で定める産業上
			上の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号	の分野は、次に掲げる分野とし、同項の下欄第1号に規
			に規定する法務省令で定める相当程度の知識又は経	定する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必
			験を必要とする技能及び同項の下欄第2号に規定す	要とする技能及び同項の下欄第2号に規定する法務省
			る法務省令で定める熟練した技能は、基本方針にのっ	令で定める熟練した技能は、基本方針にのっとりそれ
			とりそれぞれ当該分野(同項の下欄第2号に規定する	ぞれ当該分野(同項の下欄第2号に規定する法務省令
			法務省令で定める熟練した技能にあっては、第2号か	で定める熟練した技能にあっては、第2号から8号ま
			ら第12号までに掲げるものに限る。)に係る分野別	で及び第11号から第14号までに掲げるものに限
			運用方針及び運用要領(当該分野を所管する関係行政	る。)に係る分野別運用方針及び運用要領(当該分野を
			機関、法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省が共同	所管する関係行政機関、法務省、警察庁、外務省及び厚
			して定める運用要領をいう。)で定める水準を満たす	生労働省が共同して定める運用要領をいう。)で定める
			技能とする。	水準を満たす技能とする。
			一 介護分野	一 介護分野
			二 ビルクリーニング分野	ニ ビルクリーニング分野

			三 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	三 <mark>工業製品</mark> 製造業分野
			四 建設分野	四 建設分野
			五 造船・舶用工業分野	五 造船・舶用工業分野
			六 自動車整備分野	六 自動車整備分野
			七 航空分野	七 航空分野
			八 宿泊分野	八 宿泊分野
			九 農業分野	九 自動車運送業分野
			十 漁業分野	十 鉄道分野
			十一 飲食料品製造業分野	十一 農業分野
			十二 外食業分野	十二 漁業分野
				十三 飲食料品製造業分野
				十四 外食業分野
				十五 林業分野
				十六 木材産業分野
2	P.4	第2章	〇 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表	〇 特定産業分野は、出入国管理及び難民認定法別表
		第2節	第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産	第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業
		第1 受入れ分野	業上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第	上の分野等を定める省令(平成31年法務省令第6
		○2つ目	6号)(以下「分野省令」という。)において、次の	号)(以下「分野省令」という。)において、次のもの
			ものが定められています。なお、特定技能2号での	が定められています。なお、特定技能2号での受入れ
			受入れ対象は、「介護分野」を除く「ビルクリーニ	対象は、「(2号受入れ対象)」と記載した11分野に
			ング分野」から「外食業分野」までの11分野に限	限られています。
			られています。	
			1 介護分野	1 介護分野
			2 ビルクリーニング分野	2 ビルクリーニング分野(<mark>2号受入れ対象)</mark>
			3 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野	3 工業製品製造業分野(2号受入れ対象)
			4 建設分野	4 建設分野(2号受入れ対象)
			5 造船・舶用工業分野	5 造船・舶用工業分野(2号受入れ対象)
			6 自動車整備分野	6 自動車整備分野(2号受入れ対象)

8 宿泊分野 9 農業分野 1 0 漁業分野 1 1 飲食料品製造業分野 1 1 飲食料品製造業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 3 飲食料品製造業分野 1 3 飲食料品製造業分野 1 3 飲食料品製造業分野 1 6 木材産業分野(2号受入れ対象) 1 5 林業分野(2号受入れ対象) 1 6 木材産業分野(2号受入れ対象) 1 6 木材産業分野(2号受入れ対象) 1 7 株業分野(2号受入れ対象) 1 7 株業分野(2号受入れ対象) 1 8 株業分野(2号受入れ対象) 1 6 木材産業分野(2号受入れ対象) 1 7 株業分野(2号受入れ対象) 1 7 株業分野(2号受入れ対象) 1 8 株業分野(2号受入れ対象) 1 8 株業分野(2号受入れ対象) 1 8 株業分野(2号受入れ対象) 1 9 株業分野(2号受入れ対象) 1 6 木材産業分野(2号受入れ対象) 1 7 株業分野(2号受入れ対象) 1 7 株業分野(2号受入れ対象) 1 8 株業分野(2号受入れ対象) 1 9 株の食料品製造業分野(2号受入れ対象) 1 8 株業分野(2号受入れ対象) 1 9 株の食料品製造業分野(2号受入れ対象) 1 9 株の食のなどの食べたができる分野は、分野省合において、「介護分野」、「株業分野」及び「木材産業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 1 9 株の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ等に係る業務に従事していた行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の機関とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、中議者の機関の経営者、役員又は管理者としていた行為をいいます。例えば、中議者の機関の経営者、役員又は管理者としていた行為をいいます。例えば、中議者の機関の経営者、役員又は管理者としていた行為をいいます。例えば、申請者の機関の経営者、役員又は管理者としていた行為をいいます。例えば、中議書の機関の経費としていた行為をいいます。例えば、日本の機関の経費を行った当時に必要が表していた行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合	Т			[I =
9 農業分野 1 0 漁業分野 1 1 飲食料品製造業分野 1 1 飲食料品製造業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 3 飲食料品製造業分野 1 3 飲食料品製造業分野 1 4 外食業分野(2号受入れ対象) 1 5 林業分野 1 6 木材産業分野 1 7 特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」を除く11分野となっています(令和5年8月31日時点)。 2 号				7 航空分野	7 航空分野(2号受入れ対象)
1 0 漁業分野 1 1 飲食料品製造業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 2 外食業分野 1 3 飲食料品製造業分野 1 3 飲食料品製造業分野 (2号受入れ対象) 1 3 飲食料品製造業分野 (2号受入れ対象) 1 4 外食業分野 (2号受入れ対象) 1 5 林業分野 1 6 木材産業分野 1 7 林業分野 1 7 大野省令において、「介護分野」を除く11分野となっています(令和5年8月31日時点)。 1 8 第3章 なっています(令和5年8月31日時点)。 1 8 第5章 なっています(令和5年8月31日時点)。 1 9 大野省令において、「介護分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 2 1 日時点)。 2 1 日時点)。 3 日時点)。 4 P.65 第5章 機関係法令に関する 第2節 で外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為 申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ等に係る業務に従事して行為 で、大野国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事してが国人の受入れ等に係る業務に従事して行為をいいます。例えば、申請者の役員に関するもの 「経験事項」 (4 性の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員に関するもの 「経験事項」 (6 世の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、「力会者の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、「力会者の機関の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就				8 宿泊分野	8 宿泊分野(2号受入れ対象)
11 飲食料品製造業分野				9 農業分野	9 自動車運送業分野
1 2 外食業分野				10 漁業分野	10 鉄道分野
1 3 飲食料品製造業分野(2号受入れ対象)				11 飲食料品製造業分野	11 農業分野(2号受入れ対象)
1 4 外食業分野 (2号受入れ対象) 1 5 林業分野 1 6 木材産業分野 1 7 特定技能2 号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「自動車運送業分野」、「静野となっています(令和5年8月3 1 日時点)。 【留意事項】				12 外食業分野	12 漁業分野(2号受入れ対象)
3 P.12 第3章 第2節 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」を除く11分野となっています(令和5年8月31日時点)。 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「自動車運送業分野」、「鉄道分野」、「林業分野」及び「木材産業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」、「中華業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 「動きした。」「大株業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 「動きした。」「大株業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 「動きした。」「大株業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 「動きした。」「大株業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 「本業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。 「「大き者の機関とは別の機関が不正行為を行った当時に発していた行為をいいます。例えば、申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、中請者の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合					13 飲食料品製造業分野(2号受入れ対象)
16 木材産業分野					14 外食業分野(2号受入れ対象)
P.12 第3章 第2節 「特定技能2号」での受入れができる分野は、分野省令において、「介護分野」を除く11分野となっています(令和5年8月31日時点)。					15 林業分野
第2節 「特定技能 2号」					16 木材産業分野
2号」 なっています(令和5年8月31日時点)。 野」、「鉄道分野」、「林業分野」及び「木材産業分野」を除く11分野となっています(令和6年9月30日時点)。	3	P.12	第3章	○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、	○ 「特定技能2号」での受入れができる分野は、
【留意事項】 ○3つ目 P.65 第5章 第2節 第1 (6) 出入国又は労働関係法令に関する不正行為を行ったことを理由として労えたに関するもの【留意事項】 【留意事項】 【留意事項】 「銀 他の機関が不正行為を行った当時に役員等として労国人の受入れ等に係る業務に従事した行為申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事しての受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事しての受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 「知 他の機関が不正行為を行った当時に役員等として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為者の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合			第2節 「特定技能	分野省令において、「介護分野」を除く11分野と	分野省令において、「介護分野」、「自動車運送業分
□ 3つ目			2号]	なっています(令和5年8月31日時点)。	野」、「鉄道分野」、「林業分野」及び「木材産業分
4 P.65 第 5 章 第 2 節 第 2 節 第 2 節 第 2 節 第 1 で外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為 申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、 当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人 の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事 していた行為をいいます。例えば、申請者の役員 が、技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技 作実習制度における実習実施機関を含む。)が不正 行為を行ったことを理由として受入れ停止となっ た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 (個) 他の機関が不正行為を行った当時、 対国人の受入れ等に係る業務に従事した行為 行為者の機関の経営者、役員又は管理者として外国			【留意事項】		野」を除く11分野となっています(令和 <mark>6年9</mark> 月
第2節			○3つ目		3 ○日時点)。
第1 (6) 出入国又は労働関係法令に関するの受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事して外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合	4	P.65	第5章	⑭ 他の機関が不正行為を行った当時に役員等とし	⑭ 他の機関が不正行為を行った当時に役員等として
(6) 出入国又は労働関係法令に関するの受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の役員が、別の機関である技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就			第2節	て外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為	外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為
動関係法令に関する 不正行為を行ったことに関するもの 【留意事項】 日本の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 「おからに当該不正行為時の役員に就いていた場合 「おいていた場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 「おいていた場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 「おいていた場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合			第1	申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、	行為者の機関 とは別の機関が不正行為を行った当
不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合とに関するもの 「協意事項」 していた行為をいいます。例えば、中請者の役員 していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の 役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や 実習実施機関を含む。)が不正 実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受 た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合			(6)出入国又は労	当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人	時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国
とに関するもの 【留意事項】 が、技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技 役員が、別の機関である技能実習制度の監理団体や 実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正 行為を行ったことを理由として受入れ停止となっ た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就			働関係法令に関する	の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事	人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事
【留意事項】 能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正 実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関 た為を行ったことを理由として受入れ停止となっ を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受 た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就			不正行為を行ったこ	していた行為をいいます。例えば、 <mark>申請者</mark> の役員	していた行為をいいます。例えば、行為者の機関の
行為を行ったことを理由として受入れ停止となっ を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受 た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就			とに関するもの	が、技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技	役員が、 <mark>別の機関である</mark> 技能実習制度の監理団体や
た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合 入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就			【留意事項】	能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正	実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関
				行為を行ったことを理由として受入れ停止となっ	を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受
はーねにまツします				た場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合	入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就
				はこれに該当します。	いていた場合はこれに該当します。
5 P.96 第7節 ②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業 ②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業	5	P.96	第7節	②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業	②運用要領別冊(分野別)において就業場所(事業
第1節 所)について確認対象の書類が定められている場合 所)について確認対象の書類が定められている場合			第1節	所)について確認対象の書類が定められている場合	所)について確認対象の書類が定められている場合
第1の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分			第1	の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分	の届出に当たっては当該書類の提出が必要(対象分

		別表(特定技能雇用	野は、介護、素形材・産業機械・電気電子情報関連	野は、介護、 <mark>工業製品</mark> 製造業、 ビルクリーニング、
		契約の変更関係)	製造業、 ビルクリーニング、宿泊、外食業)。	宿泊、外食業)。
		Ⅱ 就業の場所		
		【確認対象の書類】		
6	P.130	第9章	外国人に係る出入国又は労働に関する不正又は著し	外国人に係る出入国又は労働に関する <mark>法令に関し</mark> 不正
		第1節	く不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、その事	又は著しく不当な行為に関する事実を隠蔽する目的、
		第1	業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1節若	その事業活動に関し外国人に不正に入管法第3章第1
		(3) 出入国又は労	しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許可	節若しくは第2節の規定による証明書の交付、上陸許
		働関係法令に関し不	の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸	可の証印若しくは許可、同章第4節の規定による上陸
		正行為を行ったこと	の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節	の許可若しくは入管法第4章第1節若しくは第2節若
		による拒否事由	若しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせ	しくは第5章第3節の規定による許可を受けさせる目
		【留意事項】	る目的又は法第19条の23の規定による登録支援	的又は法第19条の23の規定による登録支援機関の
		表(出入国又は労働	機関の登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽	登録若しくは登録の更新を受ける目的で、偽造若しく
		関係法令に関する主	造若しくは変造された文書若しくは図画若しくは虚	は変造された文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若
		な不正行為)ホ	偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	しくは図画を行使し、又は提供する行為
7	P.131	第9章	⑤ 偽変造文書等の行使・提供(同表ホ)	⑤ 偽変造文書等の行使・提供(同表ホ)
		第1節	外国人についての出入国又は労働に関する不正	外国人についての出入国又は労働に関する <mark>法令に</mark>
		第1	若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的又は事	関し不正若しくは著しく不当な行為を隠蔽する目的
		(3) 出入国又は労	業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格認定	又は事業活動に関し、当該外国人に不正に在留資格
		働関係法令に関し不	証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等を	認定証明書の交付、上陸許可、在留資格変更許可等
		正行為を行ったこと	受けさせる目的又は登録支援機関の登録(更新を	を受けさせる目的又は登録支援機関の登録(更新を
		による拒否事由	含む。)を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は	含む。) を受ける目的等で偽変造文書等の行使又は提
		【留意事項】	提供をしたことがある場合です。	供をしたことがある場合です。
8	P.131	第9章	⑥ 保証金の徴収等(同表へ及びト)	⑥ 保証金の徴収等(同表へ及びト)
		第1節	外国人やその家族から、保証金を徴収するなどし	外国人やその家族から、保証金を徴収するなどし
		第1	てその財産を管理していた場合や労働契約の不履	てその財産を管理していた場合や労働契約の不履行
		(3) 出入国又は労	行に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の	に係る違約金を定めるなど不当に金銭その他の財産
		働関係法令に関し不	財産の移転を予定する契約を締結した場合です。例	の移転を予定する契約を締結した場合です。例えば、
		正行為を行ったこと	えば、外国人の失踪を防止するために、外国人やそ	外国人の失踪を防止するために、外国人やその家族

による拒否事由 【留意事項】

の家族等から保証金を徴収したり、失踪した際の違 約金を定めていた場合です。また、地方出入国在留 管理局、労働基準監督署等に対して、「出入国又は 労働に関する不正若しくは著しく不当な行為 | を诵 報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業 務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じ て、その違約金を定める行為や外国人やその家族等 から商品又はサービスの対価として不当に高額な 金銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金 銭その他の財産の移転を予定する契約」に該当しま す。

また、特定技能所属機関との支援委託契約を締 結するに際し、これをあっせんする第三者がいる 場合において、当該第三者が保証金の徴収等を行 っている者であることを知りながら、当該第三者 からの紹介を受けて特定技能所属機関と支援委託 契約を締結する行為も該当します。

等から保証金を徴収したり、失踪した際の違約金を 定めていた場合です。また、地方出入国在留管理局、 労働基準監督署等に対して、「出入国又は労働に関す る法令に関し不正若しくは著しく不当な行為」を通 報すること、休日に許可を得ずに外出すること、業 務従事時間中にトイレ等で離席すること等を禁じ て、その違約金を定める行為や外国人やその家族等 から商品又はサービスの対価として不当に高額な金 銭の徴収を予定する契約についても、「不当に金銭そ の他の財産の移転を予定する契約」に該当します。

また、特定技能所属機関との支援委託契約を締結 するに際し、これをあっせんする第三者がいる場合 において、当該第三者が保証金の徴収等を行ってい る者であることを知りながら、当該第三者からの紹 介を受けて特定技能所属機関と支援委託契約を締結 する行為も該当します。

別紙4

(略)介護分野、ビルクリーニング分野

	共通(特定技能1号·2号)		特定技能1号			特定技能2号	
特定產業分野	特定技能外国人が改事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本顕彰力水準及び評価方法等	試験免除等とな	る技能実習2号	技能水準及び評価方法等	
	特定技能外国人の使事する事務の対	技能水準及り計能力法等	日本器能力示學及O計能力法等	田祖	作業	(実務経験を除く。)	
	【特定技能1号】 機械金属加工(指導者の指示を理解し、	製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)	国際交流基金日本語基礎テスト	٠.	鋳鉄鋳物鋳造		
	又は、自らの判断により、素形材製品や 度業機械等の製造工程の作業に従事)	「日本日本」の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	又は 日本語能力試験(N4以上)	鋳造	非飲金属師物師 造	/	
				ハンマ型鍛造	ハンマ型動造	/	
				****	プレス型鍛造	/	
				ダイカスト	ホッナチャンパ タイカスト	/	
				2.325.50	コールドチャンパ ダイカスト	/	
				模械加工	普通收益		
数形材・産業機 点・電気電子情 報酬運動治業					フライス整	/	
分野					数值制御货盤	/	
					マシニングセンタ		
		製造分析特定技能1号評価試験(市接) 製造分析特定技能1号評価試験(工業包装)		金属プレス加工	金属プレス		
				鉄工	構造物鉄工	/	
				工場根金	機械初金	/	
					治工具仕上げ		
				住上げ	金製仕上げ	/	
					機械組立仕上げ		

(略)介護分野、ビルクリーニング分野

	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定產業分野	特定技能外国人が従事する業務区分	持載水准及び評価方法等	日本顕能力水准及び評価方法等	試験免除等とな	る技能実習2号	社能水準及び評価方法等
	特定权能外国人的化學 9 0果然临五			推推	作業	(実務経験を除く。)
	【特定技能1号】 機械金属加工(指導者の指示を理解し、 文は自合の判断により、裏形材製品や産 業機械等の製造工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(機械金属加工)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳 造	/
		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関す る方針の一部変更について」(令和4年8月30日			ハンマ梨鉄造	/
		製造決定)による変更前の適用方針別表。 試験 区分(3(1)関係)の欄に掲げる試験のうち、以下 に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技		鍛造	プレス型鍛造	/
		第1号評価試験(機械金属加工)に合格したものと みなす。		ダイカスト	ホットチャンパ ダイカスト	/
		製造分野特定技能1号評価試験(鋳造) 製造分野特定技能1号評価試験(鉄造) 製造分野特定技能1号評価試験(ダイカスト)		, , , , ,	コールドチャンパ ダイカスト	/
		製造分野特定技能1号評価試験(機能加工) 製造分野特定技能1号評価試験(金属プルス加 工)製造分野特定技能1号評価試験(金属プルス加 製造分野特定技能1号評価試験(工場板金) 製造分野特定技能1号評価試験(工場板金) 製造分野特定技能1号評価試験(上げ)			普通按整	/
工業製品製造				模械加工	フライス整	/
業分野		製造分野特定技能1号評価試験(機械検査) 製造分野特定技能1号評価試験(機械保全) 製造分野特定技能1号評価試験(電気機器組立			数值制街按整	/
		て) 製造分野特定技能1号評価試験(プラスチック成 形)製造分野特定技能1号評価試験(塗装)			マシニングセンタ	/
		製造分野特定技能1号評価試験(溶接) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包接)		金属プレス加工	金属プレス	/
				鉄工	構造物鉄工	/
				工場板金	機械板金	/
					治工具仕上げ	
				住上げ	金型仕上げ	/
					機械組立仕上げ	/

東直信物定は転1号・2号) 特定直集分野 特定が転入が収集する業務な分 を記し、高額の は 管理等で のなった。	日報中華及伊萨伯方法等	特定対象1号 日本総数カ本東以前級の成等 関項	で	共產(特定技能1等-2等) 特定直集分類 特定技能外提入必须事子必需指价分 工業製品製造 集分符	战能水準及び評估方法等	プラステンク点形 で、 様域研究 様域信念 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 類 の の の の の	
財産産業分割 物定技能が発えが受きて金属的区分 物定技能が高人が受きて金属的区分 (日本) はない (日本)	拉戴小果 及び研究力从等	特定技能1号 対象化等ななが経典第2号 連盟 「中国 「中国 「中国 「中国 「中国 「中国 「中国 「中	等定規能の 特定規能の 技術工業を対象の 技術工業を対象の は、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	東海(特定技能1号-2号) 特定技能力圧人が原本する業務区分 特定技能力圧人が原本する業務区分 サース (特定 1度 2号) 第一分 (特定 1度 2号) (特定 1度 2号) (特定 1度 2号) (1度 2) (16 2) (1	技能水準及び研究方点等	工事包装 独化プステック 手 成形 の	

					<別紙4>						<別紙4>
	共通(特定技能1号·2号) 特定產業分额		特定技能1号	試験免除等となる技能実習2号	特定技能2号	特定產業分野	共通(特定技能1号・2号)		特定技能1号	試験免除等となる技能実習2号	特定技能2号
	特定技能外国人が使事する業務区分		日本語能力水準及び評価方法等	放射光球寺となる技能実質2号 間種 作業	技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)		特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	随種 作業	技能水準及び評価方法等 (実務経験を終く。)
	(特定計画) 等) 電電電子機能設立て(指導等の指示を 場所、72次、自6の分割に以り電気電子振動等の製造工程、相立工他の作業 (元度事)	評価試験(電気電子機器組立て)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	普通旋整 フライス整 機械加工 数值制御旋整			【特定技能1号】 電気電子機能値立て(指導者の指示を 提続」。又は自分の判断により、電気電子 機能等の製造工程、組立工程の作業に 見事)	製造力製作定找税(考 評価試験(管気管子機器組立て) 「特定技能の在価質化に係る就像の運用に関す より組化のでは数のな価質化に係る就像の運用に関す より組化の関係という。	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	普通恢整 フライス整 機械加工 数値制側安整	
		国連盟を を受けるのである。 を受けるのである。 をでは、からい、 をでは、 をでは、 をでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		マシニングセンタ 治工具仕上げ 仕上げ 会型仕上げ				(総通接型) (総通接型) (総元を経済の運用に任命報告の運用に基する 方面的・制度要性の運用を指令を出力系的に 超速速度にたる更更的の運用を対象を は対しては、対象にの職に避けるは能かりた。以下 地質が自然を対象に力を、対象を特で技 取りが相似を、電子電子機能加ていた格に ためたみなが。 製造が野神と取り手術とは軽く機能は、 製造が野神と取り手術とは軽く性により、 製造が野神と取り手術とは軽く性により、 製造が野神と取り手術とは軽く性により、		マシニングセンタ 治工具仕上げ 仕上げ 会型仕上げ	
	被 居太司子博 等國是數百集 分野	製造分等特定技能1号評価試験(次)小本配線接 製造分等特定技能1号評価試験(電子機器組立 で) 製造分等特定技能1号評価試験(電気機器組立		接減組立任上19 圧縮成形 射出成形		工業製品製造業分類		製造分類的定該和 書類的試験 傳統接受 製造分類的定該就 号符例試験 傳統係令 製造分類的完該就 号符號試験 德基保令 (七) 製造分類特定技能 号符級試験 (電互機器組立 (七) 製造分類特定技能 号符級試験 (可以小配條係 數造分類特定技能 1号評級試験 (7)以小配條係 數造分類特定技能 1号評価試験 (7)又不少点		機械組立仕上げ 圧縮成形	
		製造分析等定性部 与异原放款 (無線等室) 製造分析等定性器 (与异应放款(是解验性) 製造分析等定性器 (与异应放款(工業已族)		プラスチック成形 インフルーション成 形 フロー成形 フリンイ 配練板数				製造分野特定技能1号評価試験(プラステック級 形) 製造分野特定技能1号評価試験(工業包装)		対出成形 プラスチック点形 インフレーション成 形 プロー成形	
				カル・配線板製 造 カルト配線板製 造	/					プルイ配線板製 計 プルイ配線板製 計 プルイ配線板製 流音	
	共遷(特定技能1号·2号)		特定技能1号		<別概4> 特定技能2号		共通(特定技能1号·2号)		特定技能1号		<別紙4> 特定技能2号
	特定産業分野 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等 日	本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号	技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)	特定產業分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号 職種 作業	技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種 作業 電子機器組立て 電子機器組立て	/					電子機器組立て 電子機器組立て	
				回転電機組立て 実圧器組立て 電気機器組立て 電気機器組立て						回転電機組立て 変圧器組立て 変圧器組立て 電気機器組立て 配電空 制御整組 電気機器組立て	
	素形状 京集機 紙 電火電子機 物質及影響			開閉制因發具組 立て 回転電標単線製 機械検査 機械検査		工業製品製造業分野				開閉到別報長組 立て 回転電機を締製 作 機械検査 機械検査	
	ク部 「地元技能と考」 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			接城保全 機械系保全 工業包装 工業包装	製造分局特定技能2号評価試験(電 気電子機能能立て)及びビジネス・ キャリア機会を展(生産管理・ランニ ング又は生産管理・イレー・ランニ		【特定技能2号】 電気電子機器総立て(連数の技能者を 指導しなが、電気電子機器等の製造工 投、組立工能を管			工業包装 工業包装	■ 対象性を対象を表現である。 ■ 対象性を対象を表現である。 ■ 対象性を対象を表現である。
	W)				製造が影響度は報之号評価試験で 電視・海線機能でしたビジネス・ マインマンでは、他の単位でしたビジネス・ リカリーでは、一般のでは、 は対象を定成。は、海域を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		日本の人が、意味を予測に対象し、工程を管理)				数か野村では転び青野低は新で 電子連続側はでしたかりまた。 一大大りまた。 一大りまた。 一大りまた。 一大り 一大り 一大り 一大り 一大り 一大り 一大り 一大り 一大り 一大り

						<別紙4>	
	共通(特定技能1号-2号)		特定技能1号			特定技能2号	
特定產業分野	特定技能外国人が従事する実際区分	特能水准及び罪任方法等	試験免除等とな	る技能実習2号	技能水準及び評価方法等		
		DESTRUCTEDING	日本語能力水準及び評価方法等	順復	作業	(実務経験を除く。)	
最影材・至葉機 権・ 度気管子機 器製建設企業 分野	【特定技能1号】 金属表面処理(指導者の指示を理解し、 又は、自らの判断により、表面処理等の 作業に改事)	製造分野特定技能1号 評価試験(金属委員処理)			電気めつき		
		(担急情報) 特定技能の在留質核に係る制度の適用に関する方針の一面を製について)(令104年8月30日電温技術による変更的の適用力能別表。 試 区分(3(1)製作)の確に続けた触動の分、下記 に掲げる試験に占核した者は、製造力機特定技 紙1号評価試験の異態、製造力機制を対した核したものと	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語報力試験(N4以上)	නියලි	溶熱亜鉛めつき		
		みなす。 製造分野特定技能1号評価試験(めっき) 製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム語 佳般化処理)		アルミニウム課権 酸化処理	陽極酸化処理		
	(特定技能2号) 金属数国机器(模数の技能者を指導しな が 高度製品理等の作業に使事し、工程 を管理)					製造分野特定技能2号評価試験(金 農業製品型)及びビジネス・キャリア 使定3級(金基管理プランング又は 生産管理オペルーション) 試施検定1級(カン書) 社施検定1級(フルミニウム帰極軟化 影理)	

特定技能1号 試験免除等となる技能実習2号 技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。) 特定技能外国人が従事する業務区分 技能水準及び評価方法等 日本語能力水準及び評価方法等 職種 作業 【特定技能1号】 金属表表処理(指導者の指示を理解し、 対流分野特定技能1号 全属表表処理(指導者の指示を理解し、 対応対象(金属表表処理) 製造分野特定技能1号 評価試験(金属表表処理) 製造分野特定技能1号 評価試験(金属表表処理) 電気めっき (国 透押賞) 特定技術の在留資格に任る制度の運用に関する方面の一部変更について(4年4年4年4月30日 高限を定したので更初の運用が対す的な。試験 区が3(1)開除り商業の調子な技能がから、以下 に関する試験が手続いた者に、通子を対象がから 影り等時間試験(金異変異知道)に音格にたむのと みを 国際交流基金日本語基礎テスト 溶験亜鉛めっき 又は 日本語能力試験(N4以上) 製造分野特定技能1号評価試験(めっき) 製造分野特定技能1号評価試験(アルミニウム陽 機動化処理) アルミニウム陽極 酸化処理 関連を発達 【特定技能2号】 工業製品製造 金属表面処理(複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程 を対し、工程 「特定技能1号」 総数 投水 - ル路製造 (復享の指示を 評価が終し、対しらの対象により、経費・放 本ール格の製造工程の作業に従事) オール格の製造工程の作業に従事) 日本語能力試験(N4以上) 印刷箱製箱 贴箱製造 9ポール箱製造 【新変技報1号】 コンタン・製品製造(指導者の指示を理 類に、文型自分の制制により、コンタント 製品の製造工程の作業に従事) 国際交流基金日本語基礎テス 日本語能力試験(N4以上)

						<別紙4>
	共通(特定技能1号·2号)		特定技能1号			特定技能2号
特定產業分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等とな	る技能実習2号	技能水準及び評価方法等
				聯種	作業	(実務経験を除く。)
	(特定技能1号) RPF製造(指導者の指示を理解し、又は 自らの判断により、接発・反形等の作業に 従事)		国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	RPF軌流	RPF製造	
	(特定技知1号) 陶磁器製品機造(指導者の指示を理解 し、又は自らの判断により、陶磁器製品の 製造工程の作業に収集)	制造分野特定技能1号 評価試験(海區器製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	海磁器工業製品 製造	機械5く5点形 圧力勢込み点形 パッド印刷	
	(特定技能1号) 印刷・数本(指導者の指示を理解し、又 は自6の刊新により、オフセット印刷、グラ ビア印刷、製本の製造工程の作業に従 等)	製造分野特定技能1号 評価製數(印刷·数率)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	日期	オフセット印刷	
				55.4	数本	
工業製品製造 業分野	【特定技能1号】 助機製品製造(指導者の指示を理解し、 又は自らの判断により、助機製品の製造 工程の作業に従事)	製造分野特定技能1号 評価試験(物機製品製造)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語報力試験(N4以上)		前助工程 積助工程	
				紡績運転	老糸工程 合ねん糸工程	
				線布運転	準備工程 製板工程 仕上工程	
				染色	永浸染 維物·二·汁浸染	

(略)建設分野~宿泊分野

(略)建設分野~宿泊分野

1	(新設)鉄道分野							< 91
			共通(特定技能1号·2号)		特定技能1号			特定技能2号
		特定產業分野	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等と 職種	なる技能実習2号 作業	技能水準及び評価方法 (実務経験を除く。)
			【特定技能1号】 軌道整備(軌道等の新散、改良、修繕に 係る作業・検査業務等)	新選分野特定技能1号評価試験 (軌道整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道施設保守整 備	軌道保守整備	
			(特定技能1号) 電気設備整備電路設備、東電所等設 備、電気接等設備、信号採支設備、 役支通信設備、路切保支設備等の新 設、改良、修練に係る作業・検査業務 等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (電気胶備整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 文は 日本語能力試験(M4以上)			
			【特定技能1号】 原用整備(鉄道半両の整備業務等)	鉄道分野特定技能1号評価試験 (单而整備)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	鉄道車両整備	空気装置検修 ・解ぎ装	
		數運分房	(中世代明·有) 中国的自己中央,但其中国的战争 中国的自己中央,但其中国的战争	あるの形を対象できまりを呼吸が では極される(機能化工) に関係する(機能化工) に関係する。(では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、 には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	又は 日本語能力試験(N4以上)	住上げ	会長記録 フライ変変 交易を引きます。 安全の一分をよう 一点を上げ、 を発生ができます。 を発生ができます。 を発生ができます。 のできまする。 のできまなななる。 のできまなななななななななななななななななななななななななななななななななななな	
			【特定技能1号】 運輸係員(駅係員、享宴、運転士等)	較適分容特定技能1号評価試験 (運輸所員)	日本語能力試験(N3以上) 23			
								< 90
			共通(特定技能1号·2号)		特定技能1号			特定技能2号
	(略)農業分野~外食業分野	特定產業分	野 特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	放験免除等と	なる技能実習2号 作業	技能水準及び評価; (実務経験を除く
	(新設)林業及び木材産業分野	飲食料品製 東分野	a			バン製造 そう菜製造業 最産物業物製造	バン製造 そう禁加工 農産物資物製造	
			【特定技能2号】 教食料品製造全般(教食料品(須額5) 人)の製造・加工及び安全衛生の確保 及び当級業務に関する管理業務	*		*		飲食料品製造業特定b 技能測定試験
					国際交流基金日本語基礎テスト		医療·福祉施設 給食製造	
			【特定技能1号】 外倉庫全般(飲食物調理、接客、店舗 理)	** 外食業特定技能1号技能測定試驗	又は 日本語能力試験(N4以上)	給食製造		
		外食業分別	理)		又は	他食製造		外食業特定技能2号技能與 日本語能力試験(N3以
		外食業分更	理)		又は	他気料点		

10	参考様式第	Ⅱ.就業の場所	参考模式第1-6号
	1-6号	Ⅲ.従事すべき業務	雇用条件書雇用条件書
		の内容	— ・
l			特定技能式業権第名
ı			電影番号 代表者 労権・氏名 <u>申</u> 代表者 労権・氏名 <u>申</u>
1			I. 應用級約期間 1. 應用級約期間 1. 應用級約期間
			(年 月 日 ~ 年 月 日) 入版7定日 年 月 日 2. 契約の更新の客類 (年 月 日 ~ 年 月 日) 入版7定日 年 月 日 2. 契約の更新の客類
			□ 自動的に支票する □ 更新する場合があり得る □ 契約の更割注しない。 □ 自動的に支票する □ 更新する場合があり得る □ 契約の更割注しない。 □ 主起開始の更新の有無を「更新する場合があり得る」とした場合の更新の利能基準は1下のとおりとする。 □ 主起開始の更新の有無を「更新する場合があり得る」とした場合の更新の利能基準は1下のとおりとする。
			□ 契約域間質1942/開発 □ 労働者の開始域
			【労働契約法に定める同一の企業との間での連算契利開散が5年を超える有限雇用契約の機能の場合】 本英利期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約(無期雇用契約)の機能の中込みをすることにより、本実利期間の末日 の翌日(年 月 日)から、無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の本実的からの労働条件の変 の翌日(年 月 日)から、無期雇用契約での雇用に転換することができる。この場合の本実的からの労働条件の変
			更の有数 (数 - 有 (別紙2のとおり)) I. 放棄の場所 (数 - 有 (別紙2のとおり))
			□ 直接雇用 (以下に取入) □ 派遣雇用 (以紙「放棄条件明示書」に取入) □ 派遣雇用 (以紙「放棄条件明示書」に取入) □ 派遣雇用 (以紙「放棄条件明示書」に取入) (変更の報酬) □変更の可能性なし (変更ある場合は以下に取入) →受入几倍等の事業所を影響 (変更の報酬) □変更の可能性なし (変更ある場合は以下に取入)
			事業所名 事業所名 事業所名
			所在地
			II. 従事すべき業務の内容
			(魔人れ直接) (変更の範囲) 口泉更の可能性なし(泉更ある場合は以下に取入)
i			1.分 新 () 1.分 新 () 1.分 新 () 1.分 新 () 2.業務区分 () 2.業務区分 () 2.業務区分 ()
			IV. 分集所間等
			(1) 始業 (時 分) 新業 (時 分) (1日の街恋労働時間数 時間 分) (2) [次の倒変が労働者に適用かれる場合]
			□ 変形労働時間割: () 単位の変形労働時間割 □ 変形労働時間割 □ 変形労働時間割 □ 変形労働時間割 () 単位の変形労働時間割 □ 変形労働時間割 () 単位の変形労働時間割 □ 1 半単位の変形労働時間制度回している場合には、ことが分に理解できる背部を特配した年間カレンダーの平し及び労働基準整備等・項
			け出た変形対象時間制に関する協定書か写しを寄付する。 け出た変形対象時間制に関する協定書か写しを寄付する。
			□ 交代制として、次の動務時間の総合せによる。
			松菓 (時 分) 飯菓 (時 分) 6種用日 、1日の所定労働時間 時間 分) 松菓 (時 分) 飯菓 (時 分) 6種用日 、1日の所定労働時間 時間 分)

11	参考様式第	Ⅱ.就業の場所	参考様式第1-6号 別紙2(雇用条件書1.で【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が 5年を超える有期雇用契約の締結の場合】で有を選択した場合)
	1-6号 別	Ⅲ.従事すべき業務	雇用条件書雇用条件書
	紙 2	の内容	本製約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約(無期雇用契約)の締結の申込みをしたときに 本製約期間中に会社に対して期間の定めのない雇用契約(無期雇用契約)の締結の申込みをしたときに
	120 =	37131	成立する無限雇用契約の条件は、次のとおりです。
			— — — — — — — — — — — — — — — — — — —
			等 在性能所屬種類名
			所在地
			電影響号 電影響子
			代表者 祝儀・氏名 <u>—</u>
			 雇用契約原間 期間の定めなし 雇用契約原間 期間の定めなし
			I. 放棄の場所 I. 放棄の場所
			□ 直接集用 (以下に記入) □ 保建集用 (別紙「放棄条件的水書」に記入) □ 原建集用 (以下に記入) □ 保建業用 (別紙「放棄条件的水書」に記入)
			(東入れ高後) (変更の報酬) 口変更の可能性なレ(変更ある場合は以下に犯入) ※受入れ機関の事業所を記載 (変更の報酬) 口変更の可能性なレ(変更ある場合は以下に犯入)
			事業所名 事業所名
			所 在 地
			11. 従事すべき業務の内容 11. 従事すべき業務の内容
			(魔入れ底性) (変更の範囲) 口変更の可能性なし (変更ある場合は以下に犯入) (変更の範囲) 口変更の可能性なし (変更ある場合は以下に犯入) 1. 分 野 () 1. 分 野 () 1. 分 野 (
			1.分 野() 1.分 野() 1.分 野() 1.分 野() 2.業務区分() 2.業務区分() 2.業務区分()
			- 一 元 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			1. 始業 般業の時刻等 1. 幼業 般業の時刻等
			(1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定分類時間数 時間 分) (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) (1日の所定分類時間数 時間 分)
			(2) 【次の制度が労働者に適用される場合】 (2) 【次の制度が労働者に適用される場合】
			□ 変形が動物間側:() 単位の変形が動物間割 □ 変形が動物間削:() 単位の変形が動物間割
			※ 1年単位の変形が動物技術とは、ことが十分に根据できる音解を情配した年間カレンダーの字し及び対象医療監督者・歴 ※ 1年単位の変形が動物技術を採用している場合には、こが十分に規解できる音解を情配した年間カレンダーの字し及び対象医療監督者・歴
			け出た変形が無時間制に関する協定等の写しを掛付する。 け出た変形が無時間制に関する協定等の写しを掛付する。 ロータ代制として、次の影響時間の紹介せてとる。 ロータ代制として、次の影響時間の紹介せてとる。
			□ 交代制として、次の動務時間の総合せによる。
			新来 (中 分)
			始業 (時 分) 終業 (時 分) (適州日 、1日の所定労働時間 時間 分)
			2. 休憩時間 (分)
			3. 所定労働時間数 ①選(時間 分) ②月(時間 分) ③年(時間 分) ③年(時間 分) ③年(時間 分)
			4. 所定労働日数 ①選 (日) ②片 (日) 4. 所定労働日数 ①選 (日) ②片 (日)
			5. 所定時期外勞動の有無 口 有 口 無
			○計細は、放棄規則 第 条~第 条、第 条~第 条、第 条~第 条 V. 休日
			¥. WD
			1. 定例日:毎週 曜日、日本の国氏の祝日、その他() (年間合對休日日敷 日) 1. 定例日:毎週 曜日、日本の国氏の祝日、その他() (年間合對休日日敷 日) 2. 非定例日:週・月当たり 日、その他() 2. 非定例日:週・月当たり 日、その他()
			2. かと対日: 通・月日たり 日、て心悟 () () () () () () () () () (
			V. day

12	参考様式第	(記載要領)		1 特定産業分野及び業務区分につ	いいては、以下の対応表に基づき記載すること。
12	多ち惊八弗	(記載安限/	1 特定産業分野及び業務区分については、 <mark>指定書の記載から、</mark> 以下の対応表に基づき記載すること。	特定產業分野	業務区分
	3-1-1号	【 人机击击】	特定産業分野 業務区分 介護分野 身体介護等	介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号	身体介護等 建築物内部の清掃
	3-1-1 5	【全般事項】	ビルクリーニング分野・特定技能1号 建築物内部の清掃	ビルクリーニング分野・特定技能2号	聴業物で却の信仰 雑設内部の情掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
		1	ビルクリーニング分野・特定技能2号 「知業務の計画性成。進行管理を心他のマネジメト集務 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号	工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
			素形材·産業機械·電気電子情報関連 製造業分野·特定技能2号	工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
			建設分野・特定技能1号 土木 建築 ライフライン・設備 建設分野・特定技能2号	建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
			造船 舶用工業分野 特定技能1号 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 造船 舶用工業分野 特定技能2号	造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器
			自動車整備分野・特定技能1号 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	自動車整備分野·特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的
			自動車整備分野・特定技能2号 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	自動車整備分野・特定技能2号	日朝本の日本品使、足利品保証備、特定金額、特定金額に行成する条例の一版的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 転空機整備
			航空分野・特定技能1号 空港グランドハンドリング 航空機整備 航空分野・特定技能2号	航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	
			宿泊分野・特定技能1号 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務	宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務
			宿泊分野・特定技能2号 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野·特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
			農業分野・特定技能1号 耕種農業全般 畜産農業全般 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者 軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
			農業分野・特定技能2号 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	農業分野・特定技能1号	製造主用 电双数通差语 學同差領 學同級是 建物环贯 耕種農業全般 畜産農業全般
			漁業 養殖業 漁業 養殖業 漁業 操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
			(点来方す・行足び配2号 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	漁業分野・特定技能1号	歯座農業全収及び当政業務に関する管理業務 漁業 養殖業
			飲食料品製造業分野・特定技能1号 飲食料品製造全般 飲食料品製造業分野・特定技能2号 飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
			外食業分野·特定技能1号 外食業全般	飲食料品製造業分野·特定技能1号	養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 飲食料品製造会設
			外食業分野·特定技能2号 外食業全般及び店舗経営	飲食料品製造業分野·特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
				外食業分野·特定技能1号 外食業分野·特定技能2号	外食業全般 外食業全般及び店舗経営
				林業分野	林業
				木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等
13	参考様式第	A 契約の終了			
'		, , ,) \(\(\) \	→届出の対象者(上記①の者)に係る1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託していた場合、当該対象者に係る登録支援機関との委託契約も終了しますので、下記。についても記入してくだ		係る1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関へ委託し 録支援機関との委託契約も終了しますので、下記cについても記入してくだ
	3-1-2号		81/	さい。	歌文版
			c 委託契約を締結していた至最支援機関		20/文佐安託失利が終了した事実を記載した場合、文佐安託失利の終了に 2号)を別途提出する必要はありません。
			委託契約終了年月日 年 月 日	c 委託契約を締結していた登録	支援機関
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	委託契約終了年月日	年 月 日
			法人番号(13 桁)	登 録 番 号	
			機関の氏名又は名称	法 人 番 号 (13 桁)	
			機関の住所で	機関の氏名又は名称	
			(本版文は主たる事務所)	T -	
				機 関 の 住 所 (本店又は主たる事務所)	

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3		(記載要領)	1 特定産業分野及び業務区分につ	いては、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
3-1-2号 【全般事項】 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3			特定産業分野	業務区分
1 (記載要領) 1 (記載要の対象技術を対象が表現を対象を対象が表現を対象を対象が表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表		3 — 1 — 2 무 ㅣ	【今処重荷】		
1		0 1 2 7	【土似于识】	ビルクリーニング分野・特定技能1号	
製造業分野・砂定技能1号 1本			1		建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及
「おおおり 一日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			1	製造業分野·特定技能1号	
一				製造業分野・特定技能2号	上十、建筑 ラフラクス部暦
日本				建設分野・特定技能2号	
1 動車を撮分野・特定技能1号 報ご分野・特定技能1号 報ご分野・特定技能1号 報治分野・特定技能1号 報治分野・特定技能1号 報治分野・特定技能1号 報治分野・特定技能1号 報治の野・特定技能2号 一型・サービス等の信息と対けるフロント、企画、広報、接客、レストラ・サービス等の信息サービス等の信息サービス等の信息と対けるフロント、企画、広報、接客、レストラ・サービス等の信息・サービスの提供に受害する業務 概数の使業員を指揮しながら、宿泊施設におけるフロント、企画、広報、接客、レストラ・サービス等の信息・サービス等の信息・サービスの提供に受害する業務 機業の使業を設定している環境に関する情報を表定といる意識が、連携を必要を表といる意識が、同様する理業務 通来の野・特定技能1号 液変の野・特定技能1号 液変の野・特定技能1号 教女科品製造業分野・物定技能1号 教女科品製造業分野・物定技能1号 対象電が野・特定技能1号 力を電が展ります。 力を電が展ります。 力を電が展ります。 オール・エーングラ野・特定技能1号 フィッニーングラ野・特定技能1号 エレッリーニングラ野・特定技能2号 力を電が展ります。 オール・エーングラ野・特定技能2号 カール・エーングラ野・特定技能2号 大きないでは、指定書の一般のた。以下の対応表に基づき記載すること。 等定能業分野 が成り場が高に、複数の作業員を指揮したがた成率し、現場を管理する業務 東京が「企業を経験・電気電子情報回来 製造業分野・特定技能1号 展別が「の情報に、複数の作業員を指揮したがた成率し、現場を管理する業務 無対・企業機は一電気電子情報回来 製造業分野・特定技能1号 展別を開います。 は、電子情報回来 製造業分野・特定技能1号 展別を発展・電気電子情報回来 製造業分野・特定技能1号 最初・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号 造船・他用工業分野・特定技能1号				造船·舶用工業分野·特定技能2号	
(記載要領) 新空の野・特定技能1号					自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的
第治の野・物定技能1号				航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	
日前分野・特定技能2号 現象の従業員を指導しよがら、宿泊施設におけるアロント、企画・広報、接客、レフシー・エス等の宿泊サービスの農用に基する業務 展業分野・特定技能1号 開種農業全費 音度農業全費 無限分野・特定技能1号 無難無業全投び当該業務に関する管理業務 海素分野・特定技能1号 改善					宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務
				宿泊分野•特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト
					耕種農業全般 畜産農業全般
漁業分野・特定技能2号 漁業 機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理					畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
放食科品製造業分野・特定技能2号 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食科品製造金校 放食 放食 放食 放食 放食 放食 放食 放					漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
数食料品製産素分野・物定技能19 外食素全較 外食素全数 内食素全数 のままままままままままままままままままままままままままままままままままま	1			价食料品制造業公縣, 转完其此1旦	
外食業分野・特定技能は号 外食業全般 り 大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大					
多考様式第				外食業分野·特定技能1号	
5 参考様式第 3-2号 1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。 ** 神ど産業分野 一次のサーラング分野・物定技能19	1				外食業全般及7%店舗経営
3 — 2 号 「作成分野 かまな施士等 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 ボ形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 造能・船用工業分野・特定技能1号 造能・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能1号			(山戦女限)		
ビルクリーニング分野・特定技能2号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 ボル・産業機械・電気電子情報問題 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 建放電子機器組立て 金属表面処理 製造業分野・特定技能1号 建放射・特定技能1号 建放射・特定技能1号 建放射・特定技能1号 建放射・特定技能1号 造船 船川工業分野・特定技能1号 造船 船川工業分野・特定技能1号 造船 船川工業分野・特定技能1号		3 - 2 무 -	1		身体介護等
		0 2 7	ı	ビルクリーニング分野・特定技能1号	
製造業分野・特定技能1号 業形材・産業機は、電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号 建設分野・特定技能1号 連設分野・特定技能2号 造船・毎川工業分野・特定技能1号 造船・毎川工業分野・特定技能1号 造船・毎川工業分野・特定技能1号				ビルクリーニング分野・特定技能2号	
建設分野·特定技能2号 造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能1号				製造業分野·特定技能1号 素形材·産業機械·電気電子情報関連	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
造船・舶用工業分野・特定技能2号				製道業分對 特正技能2方	
				建設分野・特定技能1号	土木 建築 ライフライン・設備
自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般				建設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号 造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能1号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器
ジェボガル (火車 か、地の 美国・マンボール オール (大車 が、地の 美国・マンボール (大車 が、地の 美国・マンボール (大車 が、車が 大車 かいまた (大車 大車 大				建設分野、特定技能上号 建設分野、特定技能上号 建設分野、特定技能上号 造船、超用工業分野、特定技能上号 造船、超用工業分野、特定技能上号 自動車整備分野、特定技能上号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的
				建設分野、特定技能已号 建設分野、特定技能已号 建設分野、特定技能已号 造船、始用工業分野、特定技能已号 直動車整備分野、特定技能已号 自動車整備分野、特定技能已号 航空分野、特定技能已号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
				建設分野、特定技能已号 建設分野、特定技能已号 造船、船用工業分野、特定技能已号 造船、船用工業分野、特定技能已号 目動車整備分野、特定技能已号 自動車整備分野、特定技能2号 航空分野、特定技能2号 航空分野、特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス
				建設公野、特定技能已号 建設公野、特定技能已号 建設公野、特定技能已号 造船。稻用工業分野、特定技能已号 直動車整備分野、特定技能已号 自動車整備分野、特定技能已号 概空分野、特定技能已号 概空分野、特定技能已号 看泊分野、特定技能已号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指謝を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるプロント、企画・広報、検客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務
計語 典 菜 今 於 B 7 8 平 3 英 3 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平 5 平				建設分野、特定技能已号 建設分野、特定技能已号 造船、船用工業分野、特定技能1号 造船、舶用工業分野、特定技能1号 直動車整備分野、特定技能2号 動車整備分野、特定技能2号 航空分野、特定技能2号 航空分野、特定技能2号 宿泊分野、特定技能1号 宿泊分野、特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 育泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務 複数の従業員を指導しなが、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト フンサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
展来が町・特圧技能2号 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務				建設分野、特定技能已号 建設分野、特定技能已号 造船、船用工業分野、特定技能已号 造船、船用工業分野、特定技能已号 目動車整備分野、特定技能已号 自動車整備分野、特定技能2号 航空分野、特定技能2号 イ富治分野、特定技能2号 イ富治分野、特定技能2号 イ富治分野、特定技能2号 イ富治分野、特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 荷治施設におけるプロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるプロント、企画・広報、接客、レスト フンナービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 新複数金を 畜産業を全数 畜産業を全数
漁業/粉野·特定技能2号 業職業・総職を管理する者の補佐、作業員の指導及/行作業工程の管理 禁衛業、総職を管理する者の補佐、作業員の指導及/行作業工程の管理				建配分野·特定技能已号 建配分野·特定技能已号 造船·船用工業分野·特定技能已号 造船·船用工業分野·特定技能已号 目動車整備分野·特定技能1号 射率整備分野·特定技能2号 新空分野·特定技能2号 新空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能1号 宿泊分野·特定技能2号 宿泊分野·特定技能2号 衛泊分野·特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 荷泊施設におけるフロント、企画・広機、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 精健農業全較 新種農業全較及び当該業務に関する管理業務
飲食料品製造業分野・特定技能1号。飲食料品製造金穀 飲食料品製造業分野・特定技能1号。飲食料品製造金穀 飲食料品製造業分野・特定技能2号。飲食料品製造金穀及び当該業務に関する管理業務				建設分野·特定按能1号 建設分野·特定按能1号 遊船·船用工業分野·特定按能1号 遊船·船用工業分野·特定按能1号 目動車整備分野·特定技能2号 新空分野·特定技能2号 新空分野·特定技能1号 宿泊分野·特定技能1号 宿泊分野·特定技能1号 宿泊分野·特定技能1号 震奏分野·特定技能1号 農業分野·特定技能1号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドンパング 新空機整備 新空機整備 耐油設におけるプロント、企画、広報、検客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務 複数の従業員を指導してがら、宿泊施設におけるプロント、企画・広報、接客、レスト フシサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 新種農業全般及の当該業務に関する管理業務 企業 養職業 養職、業務と利用医療を制度と 養職を 養職を 養職を 養職を 養職を 養職を 養職を 養職を
・				建設分野・特定技能已号 建設分野・特定技能已号 遊船・船用工業分野・特定技能已号 适船・船用工業分野・特定技能已号 自動車整備分野・特定技能已号 自動車整備分野・特定技能已号 航空分野・特定技能已号 新空分野・特定技能已号 宿泊分野・特定技能已号 宿泊分野・特定技能已号 宿泊分野・特定技能已号 產業分野・特定技能已号 農業分野・特定技能已号 漁業分野・特定技能已号 漁業分野・特定技能已号 漁業分野・特定技能已号 漁業分野・特定技能已号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 目動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 目動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グラドハンドリング 航空機整備 荷泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト フンサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 精健業全般 高度農業全般 高度農業全般 高度農業全般 高度農業全般 高度農業全般 高度農業全般 高度農業全線 高度農業全般とび当該業務に関する管理業務 高度農業全線と作j年に関する管理業務 高度農業・業就を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 業期業、業就を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 業期業、業就を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 業期業、業就を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 業期業、業就を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
「				建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 遊船・舶用工業分野・特定技能1号 遊船・舶用工業分野・特定技能2号 目動車整備分野・特定技能2号 航空分野・特定技能2号 航空分野・特定技能2号 宿泊分野・特定技能2号 震力野・特定技能1号 宿泊分野・特定技能1号 農業分野・特定技能2号 農業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 放棄分野・特定技能1号 放棄分野・特定技能1号 放棄分野・特定技能1号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 の動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への相薄を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 荷泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 機数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 所名 一部産農業全般及び当該業務に関する管理業務 漁業 機業を指導配置する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、機業を指導配置する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、機業を指導配置する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、機業を指導配置する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 整理業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 整理業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 整理業

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定產業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械を属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 転器・段ボール発製造 コンクリート製品製造 RPF製造 階級器製品製造 印刷・製本 紡廠製品製造 練製
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器
自動車整備分野·特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務
宿泊分野·特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 パス運転者
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
	漁業 養殖業
漁業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
	飲食料品製造全般
	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野·特定技能1号	外食業全般
外食業分野·特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
林葉分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定產業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野·特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属麦面処理 販器・設ポール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 海磁器製品製造 印刷・製本 紡蔵製品製造 練製
工業製品製造業分野·特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務
宿泊分野·特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 パス運転者
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 - 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野·特定技能1号	漁業養殖業
漁業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野·特定技能1号	飲食料品製造全般
飲食料品製造業分野·特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野·特定技能1号	外食業全般
外食業分野·特定技能2号	外食薬全般及び店舗経営
林業分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

16		/ ¬ ++ \ 			1 特定産業分野及び業務区分につ	いては、以下の対応表に基づき記載すること。
	参考様式第	(記載要領)	1 特定産業分野及び業務区分につ	oいては、 <mark>指定書の記載から</mark> 、以下の対応表に基づき記載すること。	特定産業分野	*************************************
			特定産業分野	業務区分	<i>性足压表刀對</i> 介護分野	*************************************
	3-3-1号	1	介護分野	身体介護等	ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
		'	ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号	建築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及	ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
			素形材·産業機械·電気電子情報関連 製造業分野·特定技能1号	び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 数器 段ポール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 暗磁器製品製造 田郎・製太 紡締製品製造 結製
			素形材・産業機械・電気電子情報関連		工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
			建設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備	建設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
			造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器	造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器
			自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務		自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的
			自動車整備分野·特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	自動車整備分野・特定技能2号 航空分野・特定技能1号	日前年の日 市所院、た別派院正備、初た正備、初た正備に刊過する条例の一版印 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備
			航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備	航空分野・特定技能2号	
			宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務	宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務
			宿泊分野·特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野·特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
			農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般	自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 パス運転者
			農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務	鉄道分野 農業分野・特定技能1号	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員 世際農業全線 玄家農業全線
			漁業分野·特定技能1号	漁業 養殖業	農業分野・特定技能2号	耕種農業全般 - 畜産農業全般 耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務
			漁業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理	農業分野·特定技能2号 漁業分野·特定技能1号	<u>畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務</u> 漁業 養殖業
			飲食料品製造業分野·特定技能1号 飲食料品製造業分野·特定技能2号	飲食料品製造全般 飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	漁業分野・特定技能2号	□業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、操業を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
			外食業分野·特定技能1号	外食業全般	飲食料品製造業分野·特定技能1号	
			外食業分野·特定技能2号	外食業全般及び店舗経営	飲食料品製造業分野·特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
			-		外食業分野·特定技能1号 外食業分野·特定技能2号	外食業全般 外食業全般及び店舗経営
					外度業分野·特定技能2号 林業分野	アドス:ボエルス U/位詞程首 林業
					木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等
17	参考様式第	(記載要領)	1 特定産業分野及び業務区分に~		1 特定産業分野及び業務区分につい	、マは、DITの私かまにせ <i>ば</i> と記載します。
		(电铁女员)	1 112222711202711	pいては、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。	特定產業分野	いては、以下の対応表に基づさ記載すること。 <i>業務区分</i>
			特定産業分野	業務区分	<i>特定產業分野</i> 介護分野	<i>業務区分</i> 身体介護等
	3-3-2 号	1		<i>業務区分</i> 身体介護等	<i>特定產業分野</i> 介護分野	<i>業務区分</i> 身体介護等 聴築物内部の清掃
	3-3-2 号	1	<i>特定産業分野</i> 介護分野	業務区分 身体介護等 建築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	<i>特定產業分野</i> 介護分野	業務区分 夕体介護等 嫌薬物内部の清掃 練設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメト業務
	3-3-2 号	1	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号	<i>業務区分</i> 身体介護等 肆薬物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能1号	素務区分 療験的内部の清掃 嫌験物内部の清掃に 複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジ水ト業務 限核金裏加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 紙器・段ボール着製造 コンクリート製品製造 RPF製造 南端器製品製造 印刷・製土 紡織製品製造 静製
	3-3-2 号	1 1	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報関連	<i>業務区分</i> 身体介護等 建築物内部の清掃 建築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 U同業務の計画作成、進行管理をの他のマネジメト業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能1号 工業製品製造業分野・特定技能1号	京体介護等 建築物内部の清掃 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 機械を異加工 電気電子機器組立て 金属変形処理 転路・段ボール・岩製池 コンクリート製品製造 RPT製造 海路窓製品製造 IDIF 製本 紡績製品製造 練製 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属変形処理
	3-3-2 号	1 1	特定廃業分野 小護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報問題 製造業分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報問題 素形材・産業機械・電気電子情報問題	業務区分 身体介護等 建築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能1号 工業製品製造業分野・特定技能1号 様能分野・特定技能1号 様能分野・特定技能2号	京体介護等 接案物内部の清掃 維設内部の清掃 維設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務的計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 解析金属加工 電気電子機器報立で 全属英級処理 転路・段ボール名製造 コンクリート製品製造 RPF製造 海磁器製品製造 印刷 製土 紡績製品製造 辞 様様全属加工 電気電子機器報立で 全属表派処理
	3-3-2 号	1	特定解業分野 下流分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報開 製造製分野・特定技能1号 素形成・産業機械・電気電子情報開 製造製力野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号	<i>業務区分</i> 身体介護等 建築物内部の清掃 建築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 U同業務の計画作成、進行管理をの他のマネジメト業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能1号 工業製品製造業分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 造船・船川工業分野・特定技能2号 造船・船川工業分野・特定技能2号	京体介護等 建築物内部の清掃 建築物内部の清掃 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、連行管理を10他のマネシント・業務 解検金属加工 電気電子機器組立で 金属表面処理 転都・段ボール希製造 コンクリート製品製造 RPF製造 高級器製品製造 印刷・製土 紡織製品製造 辞 掃検金属加工 電気電子機器組立で 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器
	3-3-2 号	1 1	特定解素分野 でルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 薬形材・産業機は・電気電子情報図 製造業分野・特定技能1号 薬形材・産業機は・電気電子情報図 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 造船が用工業分野・特定技能2号	実務区分 身体介護等 建築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメハ業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 工業製品製造業分野・特定技能1号 連設分野・物定技能1号 嫌設分野・物定技能2号 造船・舶用工業分野・物定技能1号	字体介護等
	3-3-2 号	1	特定産業分野 バ連分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報問 製造業分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 造船・毎用工業分野・特定技能2号 造船・毎用工業分野・特定技能1号 造船・毎用工業分野・特定技能1号	業務区分 建築物内部の消槽 建築物内部の消槽に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメハ業務 機械企属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能1号 素設分野・特定技能1号 療設分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能1号 造船・船用工業分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号	京体介護等
	3-3-2 号	1	神定産業分野 が護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報関 製造業分野・特定技能2号 素形が、産業機械・電気電子情報関 製造業分野・特定技能2号 建設分野・特定技能2号 建設分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号	業務区分 建築物内部の溶掃 建設内部の溶掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジシハ業務 接域を属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 上 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 直動車の日常点機、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 自動車の日常点機、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能1号 重要品製造業分野・特定技能1号 推設分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 自動率整備分野・特定技能1号	家務区分 療施的内部の清掃 維設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理を10他のマネシン・)業務 概核金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 転器・段ボール希製造 コンクリート製品製造 RPF製造 海越器製品製造 印刷・製土 紡織製品製造 海 開始金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付施する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付施する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備
	3-3-2 号	1	特定産業分野 下流分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報間 製造製分野・特定技能1号 乗応を機械・電気電子情報間 製造製分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 造約 新川工業分野・特定技能1号 造船・舶川工業分野・特定技能1号 造船・舶川工業分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号 動車整備分野・特定技能2号 新空分野・特定技能2号	業務区分 建築物内部の消標・ 複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 上木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務	特定産業分野 介護分野 どルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 エ業製品製造業分野・特定技能1号 重報品製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 連設分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 直船・舶用工業分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号	京体介護等 接築物内部の清掃 建築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理を10億つマネシンン・業務 解検金属加工 電気電子機器組立で 金属表面処理 転都・段ボール希製造 コンクリート製品製造 RPF製造 海経型製品製造 印刷・製土 紡織製品製造 海 海経型製品製造 印刷・製土 核織製品製造 海 海性金属加工 電気電子機器組立で 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 女業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備
	3-3-2 号	1	特定産業分野 / 下渡分野 / 下渡分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報問 製造集分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 治船・舶用工業分野・特定技能1号 治船・舶用工業分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号	業務区分 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 機械を属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 上木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト ランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能2号 連設分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 航空分野・特定技能2号 動立分野・特定技能2号 動立船・新用工業分野・特定技能2号 有面分野・特定技能2号 相立分野・特定技能2号	字体介護等
	3-3-2 号	1	特定産業分野 下渡分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報開 製造集分野・特定技能1号 乗電光・産業機械・電気電子情報開 製造集分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 達設分野・特定技能1号 造約・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 動車整備分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号	業務区分 建築物内部の清掃 建設内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメト業務 機械企属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務 の業務の任業を表現して、一般の指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 複数の従業員名排導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能2号 連設分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 航空分野・特定技能2号	京体介護等 接築物内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 概核金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 転話・段ボール希製造 コンクリート製品製造 RPF製造 海越宏製品製造 印刷 製土 紡練製品製造 BPF製造 海域と関加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 基本 競樂 ライフライ・設備 動用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の委員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 循路設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの機供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの機体に従事する業務
	3-3-2 号	1 1	特定産業分野 / 下渡分野 / 下渡分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報問 製造集分野・特定技能1号 製造業分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 治船・舶用工業分野・特定技能1号 治船・舶用工業分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号	業務区分 建築物内部の溶掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメト業務 「機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 主木 建築 ライフライン・設備 造船 船用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員、の指導を行う業務 空港グラン・ルンドング 空港グラン・ルンドング 電泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 高産農業全般 新機構業を報	特定産業分野 が譲分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 工業製品製造業分野・特定技能2号 連設分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 造船・舶用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能2号 相近分野・特定技能2号 前か・新用工業分野・特定技能2号 前か・新用工業分野・特定技能2号 前かか野・特定技能2号 前かか野・特定技能2号 前かか野・特定技能2号 前かか野・特定技能1号 前か分野・特定技能1号 衛治分野・特定技能1号 衛治分野・特定技能2号 自動車運送事分野 供置分野・特定技能2号	字体介護等
	3-3-2 号	1 1	神定産業分野 ・	業務区分 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の判職作成、進行管理その他のマネジメト業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 船用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の要員、の指導を行う業務 空港グラン・バンドリング 航空機を行う業務 電池の変し、の指導を行う業務 で選手のよい、ドルールの要し、の指導を行う業務 で選手のよい、ドルールーとスの提供に従事する業務 排種農業全般 非種農業全般とび当該業務に関する管理業務 番産農業全般及び当該業務に関する管理業務 番産農業全般とび当該業務に関する管理業務 番産農業全般とび当該業務に関する管理業務 番産農業全般とでいき意義的に関する管理業務 番産農業全般とでいき意義的に関する管理業務 番産農業全般とでいき意義的に関する管理業務 番産農業全般とでいき意義務に関する管理業務 番産農業全般とでいき意義務に関する管理業務	特定産業分野	家族区分 家族の内部の清掃 嫌設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメン・業務 解検金属加工 電気電子機器組立で 金属英施処理 転路・段ボール名製造 コンクリート製品製造 RPF製造 施経・製品製造 印刷・製土 紡練製品製造 静製 機械金属加工 電気電子機器 単純金属加工 電気電子機器 単純金属加工 電気電子機器 一種類 前用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 空間の一般的 空間の一般的 空間の一般的 空間がある。他の要員の一般的 空間がある。と、他の要員の一般的 空間がある。と、の一般を で変形に従事する業務 変形を を対して、こので、こので、 を動きないたが、 を動きないた。 を動きないため、 を動きないた。 をあた。 をあた。 をあた。 をあた。 を動きないた。 をあた。 をか
	3-3-2 号	1 1	特定解案分野 下流分野 下流分野 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報開 製造集分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報開 製造集分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 衛航力野・特定技能2号 新空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号 衛泊分野・特定技能1号 衛泊分野・特定技能2号 衛泊分野・特定技能2号 震力野・特定技能2号 震力野・特定技能2号 震力野・特定技能2号 農業分野・特定技能2号 農業分野・特定技能2号 漁業分野・特定技能2号	業務区分 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジスト業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 船用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の乗員への指導を行う業務 空港グラン・ハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画、広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 海産業全般 排種農業全般 計算を放りて当該業務に関する管理業務 海産農業全般及び当該業務に関する管理業務 海産農業全般及び当該業務に関する管理業務 海産農業全様及び計該業務に関する管理業務 海業機業を指揮生気を引きる事場を、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業額を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業業を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業業を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理	特定産業分野	
	3-3-2 号	1 1	特定解案分野 下流分野 下流分野 ビルクリーニング分野・特定技能2号 素形材・産業機械・電気電子情報開 製造集分野・特定技能1号 素形材・産業機械・電気電子情報開 製造集分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 造船・銀川工業分野・特定技能1号 衛航力野・特定技能2号 新空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号 衛泊分野・特定技能1号 衛泊分野・特定技能2号 衛泊分野・特定技能2号 震力野・特定技能2号 震力野・特定技能2号 震力野・特定技能2号 農業分野・特定技能2号 農業分野・特定技能2号 漁業分野・特定技能2号	業務区分 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジスト業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 船用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の乗員への指導を行う業務 空港グラン・ハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画、広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 海産業全般 排種農業全般 計算を放りて当該業務に関する管理業務 海産農業全般及び当該業務に関する管理業務 海産農業全般及び当該業務に関する管理業務 海産農業全様及び計該業務に関する管理業務 海業機業を指揮生気を引きる事場を、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業額を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業業を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業業を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理	特定産業分野	家族区分 家族の内部の清掃 嫌設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメン・業務 解検金属加工 電気電子機器組立で 金属英施処理 転路・段ボール名製造 コンクリート製品製造 RPF製造 施経・製品製造 印刷・製土 紡練製品製造 静製 機械金属加工 電気電子機器 単純金属加工 電気電子機器 単純金属加工 電気電子機器 一種類 前用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 空間の一般的 空間の一般的 空間の一般的 空間がある。他の要員の一般的 空間がある。と、他の要員の一般的 空間がある。と、の一般を で変形に従事する業務 変形を を対して、こので、こので、 を動きないたが、 を動きないた。 を動きないため、 を動きないた。 をあた。 をあた。 をあた。 をあた。 を動きないた。 をあた。 をか
	3-3-2 号	1 1	特定解素分野 下流分野 でルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 薬形材・産業機械・電気電子情報関 製造業分野・特定技能1号 連設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能1号 達設分野・特定技能1号 造船・胡用工業分野・特定技能2号 造船・胡用工業分野・特定技能2号 造船・前工業分野・特定技能2号 造船・前工業分野・特定技能2号 資船・前工業分野・特定技能2号 衛航分野・特定技能2号 衛立分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能1号 衛立分野・特定技能1号 宿泊分野・特定技能1号 産業分野・特定技能1号 企業分野・特定技能1号 農業分野・特定技能1号 農業分野・特定技能1号 農業分野・特定技能1号 農業分野・特定技能1号 農業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 漁業分野・特定技能1号 教食料品製産業分野・特定技能1号 教食料品製産業分野・特定技能1号	業務区分 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計解作成、進行管理その他のマネジメント業務 機械企属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 船用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 の主義がに従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、検客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 精複素企業を 音差線を全般 計種農業全般及び当該業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮を開発したが、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、検客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般及び当該業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮を発していませた。 漁業、機業を指揮を開発したが、宿泊施設におけるプロント、企画・広報、検客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 非種農業全般及び当該業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮を登りる音が関係と発展を発展である場合、作業員の指導及び作業工程の管理 教食料品製造金線とい当該業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮を含むが、信息の指導及び作業工程の管理 教食料品製造金線とい当該業務に関する管理業務	特定産業分野 が譲分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 ビルクリーニング分野・特定技能1号 工業製品製造業分野・特定技能2号 兼設分野・特定技能2号 造船・船用工業分野・特定技能2号 造船・船用工業分野・特定技能2号 自動車整備分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能1号 自動車整備分野・特定技能2号 相沿分野・特定技能2号 相沿分野・特定技能2号 相沿分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能1号 無変分野・特定技能2号 衛治分野・特定技能1号 無変分野・特定技能1号 無変分野・特定技能1号 無変分野・特定技能1号 無変分野・特定技能1号 無変分野・特定技能1号 無変分野・特定技能1号	京体介護等 接統内部の清掃 嫌致内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネシメント業務 概核金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 転移。段ボール常製造 コンクリート製品製造 RPF製造 無線を無力
	3-3-2 号	1	神定産業分野 ・	業務区分 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジスト業務 機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 船用機械 船用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整偏、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的 な業務に従事し、他の乗員への指導を行う業務 空港グラン・ハンドリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画、広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 海産業全般 排種農業全般 計算を放りて当該業務に関する管理業務 海産農業全般及び当該業務に関する管理業務 海産農業全般及び当該業務に関する管理業務 海産農業全様及び計該業務に関する管理業務 海業機業を指揮生気を引きる事場を、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業額を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業業を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理 業額業業業を管理する者も組化、作業員の指導及び作業工程の管理	特定産業分野	家務区分 家務区分 療験、内部の清掃。 嫌設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメン・業務 解検金属加工 電気電子機器組立で 金属安施処理 総器・段ボール名製造 コンクリー・製品製造 RPF製造 海経型製品製造 印刷・製土 紡織製品製造 線製 開植金属加工 電気電子機器相立で 金属安施処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 空港の上、他の要員への指導を行き変 空港グランドハンドリング 核空機整備 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 変数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト ランター選出着 な要の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト ランター型を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト ランタン単型の発展に従事する業務 東亜産備 電気設備整備 電気設備整備 車面整備 東西
	3-3-2 号	1	神定産業分野 ・	業務区分 建築物内部の溶掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジシト業務 「機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点機、定期点模整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点機、定期点模整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グラントントリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント。金庫・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランナービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 音波農業全般 新変機等 新変機等を終及び訴訟業務に関する管理業務 海産農業全般及び訴訟業務に関する管理業務 海産農業全般及び訴訟業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 業施業 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 繁放食料品製造全般及び計談業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 繁放食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	特定産業分野	家族区分 療性介護等 嫌ဆ的内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 概核金属加工 電気電子機器組立で 金属技施处理 転路・現場・一体管理・一般を制力を 金属技施处理 転路・現場・一体管理・一般を 大統製品・製造 BPT製造 海線器製品製造 印刷・財本 大統製品・製造 BPT製造 海線器製品製造 印刷・財本 大統製品・製造 操械金属加工 電気電子機器組立で 金属技施处理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 精定整備、地の要員への指導を行きを を業務に従事する業務 の提供に従事する業務 大変数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト フンサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 レラクノ連ル名 タクシー運動者 バス製料者 販運整備 電気設備整備 電気設備整備 東向整備 東向整備 電気設備整備 電力製造者 が、工業を 養地業 養地業 養地業 養地業 養地業 養地業 養地等 養地を 養地等 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を
	3-3-2 号	1	神定産業分野 ・	業務区分 建築物内部の溶掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジシト業務 「機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点機、定期点模整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点機、定期点模整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グラントントリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント。金庫・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランナービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 音波農業全般 新変機等 新変機等を終及び訴訟業務に関する管理業務 海産農業全般及び訴訟業務に関する管理業務 海産農業全般及び訴訟業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 業施業 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 繁放食料品製造全般及び計談業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 繁放食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	特定産業分野	東藤区分 東藤区分 東京の清掃 東京の清掃 東京の清掃 東京の清掃 東京の清滑に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 万田東部の清掃に、進行管理その他のマネンルト業務 東級を開発した。近日で、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東
	3-3-2 号	1	神定産業分野 ・	業務区分 建築物内部の溶掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジシト業務 「機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点機、定期点模整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点機、定期点模整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 空港グラントントリング 航空機整備 宿泊施設におけるフロント。金庫・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランナービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 排種農業全般 音波農業全般 新変機等 新変機等を終及び訴訟業務に関する管理業務 海産農業全般及び訴訟業務に関する管理業務 海産農業全般及び訴訟業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 業施業 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 繁放食料品製造全般及び計談業務に関する管理業務 漁業、機業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 繁放食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務	特定産業分野	家族区分 療性介護等 嫌ဆ的内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務 概核金属加工 電気電子機器組立で 金属技施处理 転路・現場・一体管理・一般を制力を 金属技施处理 転路・現場・一体管理・一般を 大統製品・製造 BPT製造 海線器製品製造 印刷・財本 大統製品・製造 BPT製造 海線器製品製造 印刷・財本 大統製品・製造 操械金属加工 電気電子機器組立で 金属技施处理 土木 建築 ライフライン・設備 造船 舶用機械 舶用電気電子機器 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 空港グランドハンドリング 航空機整備 精定整備、地の要員への指導を行きを を業務に従事する業務 の提供に従事する業務 大変数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスト フンサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 レラクノ連ル名 タクシー運動者 バス製料者 販運整備 電気設備整備 電気設備整備 東向整備 東向整備 電気設備整備 電力製造者 が、工業を 養地業 養地業 養地業 養地業 養地業 養地業 養地等 養地を 養地等 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を 養地を

	要領) 1 特定産業分野及び業務区分については、指定書の記載から、以下の対応表に基づき記載すること。
	特定産業分野 業務区分
3-4号 【全般事	介護分野
	ビルクリーニング分野・特定技能2号 ビルクリーニング分野・特定技能2号 U同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
	素形材・産業機械・電気電子情報関連 機械企属加工 電気電子機器組立て 企属表面処理 製造業分野・特定技能1号 業形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号
	建設分野・特定技能1号 土木 建築 ライフライン・設備 建設分野・特定技能2号
	造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号
	自動車整備分野・特定技能1号 自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務 自動車整備分野・特定技能2号 企業務に従事し、他の要員。少相導を行う業務
	な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務 航空分野・特定技能1号 航空分野・特定技能2号
	原立方式 付近 (東北 2 年) 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービ の提供に従事する業務
	宿泊分野・特定技能2号 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスランサービン等の宿泊サービスの提供に従事する業務
	農業分野・特定技能1号 耕種農業全般 畜産農業全般
	農業分野・特定技能2号 耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
	歯座長来主収及い自該業務に関する官理業務 漁業分野・特定技能1号 漁業 養殖業
	海業 - 機業を指揮監督する者の補佐 - 作業員の指導及び作業工程の管理
	漁業分野・特定技能2号 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 飲食料品製造業分野・特定技能1号 飲食料品製造全般
	飲食料品製造業分野・特定技能2号 飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
	外食業分野・特定技能1号 外食業全般 外食業分野・特定技能2号 外食業全般及び店舗経営
4.0 4.24 1.45 (=3.41)	T AT \
19 参考様式第 (記載要	
	特定産業分野業務区分
19 参考様式第 (記載 3-5号 1	
	特定産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 建設内部の清掃 建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 じ向業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
	特定産業分野
	#花産業分野 介護分野 ビルクリーニング分野・特定技能1号 建築物内部の清掃 ビルクリーニング分野・特定技能2号 セルクリーニング分野・特定技能2号 東京村・産業験域・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号 業形が・産業験域・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能2号 建設分野・物定技能2号 建設分野・物定技能2号 建設分野・物定技能2号 建設分野・物定技能2号 建設分野・物定技能2号 建設分野・物定技能2号 建設分野・物定技能2号
	#定産業分野
	#定産業分野 「演分野 「本の分野・特定技能1号 操薬物内部の清掃 「レルクリーニングク野・特定技能1号 操薬物内部の清掃 「独立のリーニングク野・特定技能1号 操変内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら定事し、現場を管理する業務及び国業務の計画作成、進行管理その他のマネジメト業務 素形材・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 素形が・産業機械・電気電子情報関連 製造業分野・特定技能1号 推設分野・物定技能1号 推設分野・物定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 造船・舶用工業分野・特定技能1号 直動・単態個分野・特定技能1号 自動・整個分野・特定技能1号 自動・整個分野・特定技能1号 自動・整個分野・特定技能1号 自動・整個分野・特定技能1号 自動・整個分野・特定技能1号 を変勢に従事し、他の要員への指導を行う業務 就会分野・特定技能1号 ・ 数字の野・特定技能1号 ・ 数字の子の子の子の音の書の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子の子
	#定産業分野
	#定産業分野
	#定産業分野
	#定産業分野
	# 定
	#定産業分野
	#産産業分野
	# 定産業分野

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定産業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	い同業務の計画作成、進行管理での他のマネンメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1月	陶磁器製品製造 印刷·製本 紡織製品製造 縫製
工業製品製造業分野・特定技能2月	
建設分野·特定技能1号 建設分野·特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般 な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野·特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービ の提供に従事する業務
宿泊分野·特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レスランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 パス運転者
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野·特定技能1号	耕種農業全般 畜産農業全般
農業分野·特定技能2号	耕稲農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野·特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野·特定技能1号	
飲食料品製造業分野·特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野·特定技能1号	外食業全般
外食業分野·特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
林業分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

1 特定産業分野及び業務区分については、以下の対応表に基づき記載すること。

特定產業分野	業務区分
介護分野	身体介護等
ビルクリーニング分野・特定技能1号	建築物内部の清掃
ビルクリーニング分野・特定技能2号	建設内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及 び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務
工業製品製造業分野・特定技能1号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理 販器・股ボール箱製造 コンクリート製品製造 RPF製造 陶磁器製品製造 印刷・製本 紡織製品製造 練製
工業製品製造業分野・特定技能2号	機械金属加工 電気電子機器組立て 金属表面処理
建設分野・特定技能1号 建設分野・特定技能2号	土木 建築 ライフライン・設備
造船·舶用工業分野·特定技能1号 造船·舶用工業分野·特定技能2号	造船 舶用機械 舶用電気電子機器
自動車整備分野・特定技能1号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
自動車整備分野・特定技能2号	自動車の日常点検、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務の一般: な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務
航空分野·特定技能1号 航空分野·特定技能2号	空港グランドハンドリング 航空機整備
宿泊分野・特定技能1号	宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービン の提供に従事する業務
宿泊分野•特定技能2号	複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レス ランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務
自動車運送業分野	トラック運転者 タクシー運転者 バス運転者
鉄道分野	軌道整備 電気設備整備 車両整備 車両製造 運輸係員
農業分野・特定技能1号	耕種農業全般 - 畜産農業全般
農業分野・特定技能2号	耕種農業全般及び当該業務に関する管理業務 畜産農業全般及び当該業務に関する管理業務
漁業分野·特定技能1号	漁業 養殖業
漁業分野·特定技能2号	漁業、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理 養殖業、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理
飲食料品製造業分野·特定技能1号	飲食料品製造全般
飲食料品製造業分野·特定技能2号	飲食料品製造全般及び当該業務に関する管理業務
外食業分野·特定技能1号	外食業全般
外食業分野·特定技能2号	外食業全般及び店舗経営
林業分野	林業
木材産業分野	製材業、合板製造業等に係る木材の加工等